

# **箕面市証明書コンビニエンスストア交付システム**

## **構築業務委託に係る仕様書**

## 1. 本市の概要

(1) 人口及び世帯数（平成28年(2016年)3月31日現在）

人口：135,455人（男：64,882人 女：70,573人）

世帯数：58,981世帯

(2) 証明書発行数（平成26年度(2014年度)実績）

住民票の写し：65,088件

印鑑登録証明書：49,399件

市府民税課税証明書：11,213枚

## 2. 調達内容

(1) 業務内容

コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）交付システム（以下「交付システム」という。）構築業務内容は、以下のとおりとする。

- ①証明発行サーバの構築またはサービス利用
- ②データ連携システムの構築またはサービス利用
- ③運用管理システムの構築またはサービス利用
- ④上記に係る接続回線の構築またはサービス利用

(2) 運用開始

運用開始日は、平成29年(2017年)1月4日からとする。

## 3. システムの要件

(1) 交付対象証明書

コンビニ交付に係る交付対象証明書は、次のとおりとする。

なお、各証明書様式は、受託者のパッケージシステム標準様式がある場合は、原則その様式とするが、窓口で発行する次の証明書記載内容と差異がある場合は、本市と協議すること。

- ①住民票の写し
- ②印鑑登録証明書
- ③市府民税課税証明書

(2) 証明発行サーバの構築

①広域交付システム要件定義書、証明書交付サービス仕様書、広域交付システムインターフェース仕様書、証明書等自動交付システムインターフェース仕様書等、J-LISの提供する定義及び仕様に準拠すること。

②J-LISの運営する証明書交付センターとSOAPによる通信機能を構築すること。

③証明書交付センターからのカード認証電文を受信し、データベースからカード

情報及び暗証番号情報を取得するカード認証処理ができること。

なお、当該カード認証に複数回失敗した場合は、対象カードを一時的に使用不能状態にできること。

- ④ 証明書交付センターからの証明書要求電文を受信し、交付対象証明書のPDFデータを証明書交付センターに送信できること。
- ⑤ 交付サービスの実現方法は、LGWAN-ASP方式（J-LISのLGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービス、ホスティングサービス、ファシリティサービスとして登録済みのもの）を採用し、国の特別交付税措置の対象であること。
- ⑥ 交付サービスに係る本人認証は、個人番号制度により導入された個人番号カードでの公的個人認証サービス（JPKI）を用いること。
- ⑦ 交付サービス開始後の証明書様式変更や対象証明書追加等におけるJ-LIS指定のシステム確認試験については、常時利用できるテスト環境を構築し、稼働済システムを停止させないこと。
- ⑧ 個人情報保護委員会が策定する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に記載のとおり、個人番号データはデータベース上で暗号化し、利用するときに復号化すること。
- ⑨ 個人番号は、証明発行（証明書PDF作成）に限り利用となるため、必要最小限の職員以外からのアクセスを制御できること。
- ⑩ 証明発行サーバは、冗長化（ホットスタンバイ）構成とし、ハードウェアに起因する障害が発生しても業務への影響を最小限にすること。
- ⑪ 証明発行サーバを設置するデータセンターからLGWANへのアクセスポイントを冗長化すること。

### （3）データ連携システムの構築

- ① 本市住民情報システム（以下「既存システム」という。）からの異動データ（住民票の写し、印鑑登録証明及び市府民税課税証明書に係る情報）と即時連携させることができること。
- ② 上記の連携が正常に行われていることを監視できること。
- ③ 上記の異動データのレイアウト等は、既存システムの業務単位で異なるため、受託者にて必要に応じ、変換して取り込むこと。
- ④ 既存システムとの整合性を検証できること。  
なお、整合性の検証は定期的（年1回以上程度）に実施すること。
- ⑤ 既存システムで発行が制限されている対象者については、コンビニ交付でも発行が制限できること。
- ⑥ 文字情報は、既存システムから連携されるデータを用い、窓口発行の証明書と同一字形が印字できること。

なお、同一字形印字に伴う文字同定作業は、行わないこととする。

- ⑦交付サービス開始後に随時発生する外字情報は、既存システムから出力されるデータの取り込みにより前項を補完すること。

#### (4) 既存システムから出力する連携データ仕様

- ①連携データのレイアウトは、本市が指定するものとする。  
②ファイル形式はCSV形式とする。  
④連携データの文字コードは、Unicode（全角：UTF-8、半角：UTF-16）とする。  
⑤既存システムの文字フォントは、JIS90互換フォントを採用している。

なお、交付サービス開始後に採用となるJIS2004への変更に係る費用については、別途に生じないものとする。

- ⑥印影イメージは、BMP圧縮形式で出力する。  
⑦外字情報は、EUDC.tte外字ファイルで連携する。

ただし、転入、出生などによる新規の外字は、発生する都度にて連携すること。

#### (5) 運用管理システムの構築

##### ①共通機能

- ・ 交付システムの運用に係る情報を庁内で円滑に共有するため、利用部門へのお知らせ等が入力、照会できること。
- ・ ベンダーから発信されるサービスに係るシステムメンテナンスの利用制限情報等を照会できること。
- ・ 使用頻度の高い処理をわかりやすく表示させる機能を有すること。

##### ②証明書発行履歴の照会、出力

コンビニでの証明発行履歴について、発行日時や利用者など様々な条件で検索し、照会できること。また、発行履歴照会画面では、証明書出力条件（世帯一部等）や手数料、発行したコンビニ店舗が確認できること。

##### ③証明書発行可否の設定

利用者単位かつ証明書種別単位にて発行可否を設定できること。また、本市が指定した年齢未満の住民の交付要求を禁止できること。

ただし、住民の申請に応じて、発行可能年齢未満であっても発行できる機能を有すること。

##### ④ライブラリの変更予約

証明書に印字する首長名や公印、発行手数料などのライブラリデータについて、使用継続中のデータに影響することなく事前に新たなデータの入力が可能であり、施行日をもって切り替わる変更予約機能を有すること。

#### ⑤ 操作者管理

交付システム操作者のIDやパスワード、操作権限等が管理できること。

#### ⑥ 証明書発行統計

証明書発行に係る統計を画面上にグラフ及びチャートで表示できること。

#### ⑦ 利用要件

運用管理システムは本市に設置済み機器からブラウザでシステムを利用できるWeb型のシステムとする。

### 4. データセンター要件

#### (1) 証明発行サーバ

証明発行サーバは、LGWAN-ASP方式とする。

#### (2) データセンター

データセンターについては、次の要件を全て満たすこととする。

##### ① 立地

###### ア 立地条件

- ・ データセンターの周囲半径100メートル以内に消防法による指定数以上の危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス設備がないこと。また、隣接建物から延焼防止の為に十分な距離が保たれていること。
- ・ 地震調査研究推進本部が示す「今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」において6%未満の場所に設置していること。
- ・ 最も近い海から50km以上離れていること。

##### ② 建物

###### ア 免震基準

震度7の地震に耐えられ、建物の倒壊、崩壊の恐れがないものとし、更に建物内の設備、機器等にも損傷を与えない構造であること。また免震構造であること。

###### イ 落雷対策

JIS規格に準拠した避雷設備に加え、IEC（国際電気標準会議）の内部雷保護システムに対応した雷対策を講じていること。

###### ウ 接地

高周波（RF）／静電放電（ESD）の放電経路を設けていること。

###### エ 床荷重

800kg/m<sup>2</sup>以上の床荷重に対応可能であること。

###### オ 規格及び基準

消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）の関連国内法令並びにこれらに基づく規格及び基準に準拠している

こと。また、通路幅は、十分な避難経路を確保、維持し、機器搬入に関して十分な通路幅と搬入口及び搬入経路が確保されていること。

### ③電源設備

#### ア 受電方法

電力会社から2系統以上（本線、予備線）で受電していること。

#### イ 二重化及び無停電装置

- ・法定点検や工事等により商用電力を停止する場合、機器類に給電を継続する措置として、電源設備の二重化等を行うこと。
- ・停電時は、自家発電機が起動するまでに、瞬断することなくサーバ機器に10分以上十分な電力供給が可能な容量を持つ無停電電源装置（UPS）が設置されていること。

#### ウ 非常用発電機

- ・商用電力の供給が停止した場合、コンピュータシステムに影響を及ぼさない状態を確保できるよう十分な容量を持つ非常用自家発電設備が設置されていること。
- ・自家発電設備は、商用電力の供給が止まった場合でも停止から1分以内（この間は、UPSから電力供給）に電力が供給できること。
- ・自家発電設備は、無給油で72時間以上連続運転可能であること。
- ・72時間以上の燃料を備蓄していること。
- ・優先的に燃料供給が受けられる契約を燃料供給会社と結んでいること。

### ④空調設備

#### ア 空調能力

サーバールームの機器等に対して十分な空調能力があり、24時間365日連続して稼動可能であること。機器等の安定稼動に影響を及ぼさないように、温度は $24^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度は、 $50\% \pm 20\%$ で保たれていること。

#### イ 亜鉛ウィスカ対策

サーバ室は、亜鉛ウィスカ対策を実施していること。

#### ウ 漏水検知

空調設備及び配水管周りに漏水検知システムを設置していること。

### ⑤防火設備

#### ア 防火設備

避雷設備、高感度の煙センサーでの火災報知設備、水を使用しない不活性ガス（窒素ガス等）による消火設備、非常照明設備の建築設備が設置されていること。

## ⑥セキュリティ対策

### ア 運用管理

- ・データセンターは自社設備とすること。
- ・データセンターの運用管理は、自社社員で行うこと。

### イ 認定規格

- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）適合性評価制度の認定をうけていること。
- ・プライバシーマーク制度の認証による使用許諾をうけていること。
- ・クラウドにおける個人情報の保護に特化した国際規格「ISO/IEC27018」の認証を取得していること。
- ・総合行政ネットワーク（LGWAN）のASPサービス（ファシリティサービス）として登録されていること。

### ウ 建物入館

データセンターへの入退管理は、常駐する自社社員とセキュリティ管理システムにより、24時間365日実施されていること。

### エ サーバルーム入退室管理

- ・入室ドアは十分な強度を持った防火扉等とし、サーバルームは外部から内部を見とおせない窓なしとする等の対策を講じていること。
- ・入退室管理は、入退室者を識別、記録できるセキュリティ設備（ICカード等）により、許可された者のみ入退室を可能としていること。
- ・サーバ室への入室は、バイオメトリクス認証システムを採用していること。
- ・入退室者が記録媒体（CD、メモリカード、メモリスティック等）を不正に所持し、持出持込することができない体制であること。

### オ ラック施錠

サーバルームのラックは、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用すること。

### カ 監視

サーバルームおよび館内、建物外周を監視するために監視カメラを設置すること。施設内の電源設備、空気調和設備、セキュリティ設備等は、常時故障監視および巡回監視を実施していること。また、サーバ室は、複数の監視カメラにて監視可能であること。

## ⑦ネットワーク

### ア 通信回線

複数の通信事業者の回線の引き込みが可能であること。通信回線は、100Mbps以上の帯域の専用回線が利用できること。

## イ LGWAN

データセンターからLGWANへのアクセスポイントを冗長化すること。

### ⑧環境対策

環境対策として、外気導入空調及びホット（コールド）アイルチャンバー空調を有していること。

### ⑨導入実績

政府機関・地方公共団体の導入実績が700団体以上あること。

## 5. システム導入要件

### (1) 実施体制

構築業務の実施に従事する担当者は、他の自治体での経験が有り、担当する業務及びシステムに精通していること。また、実施体制の確定後は、速やかに業務従事者リスト（様式は任意とする）を提出すること。

### (2) 進捗管理

契約締結後、速やかに交付システム導入に向けての定期的な協議、調整を行い、導入業務にかかるWBSを提出すること。提出後は、WBSに基づき本稼働までの進捗管理を遂行すること。

### (3) データセットアップ

証明書発行に必要なデータについては、稼働前に既存システムからコンビニ交付システムにセットアップすること。

なお、初回セットアップデータは、媒体による受け渡しとする。

### (4) システム確認試験の支援

本市主体により実施するJ-LISの提示する確認項目に基づくシステム確認試験について、受託者は事前打ち合わせや問い合わせ対応等、支援すること。

なお、工程1試験の負荷テストに必要な機器及び個人番号カードは本市で用意する。

### (5) 操作研修

構築する交付システムの操作方法等について研修を行うこと。

なお、研修に使う資料等は、受託者が作成すること。

## 6. 運用・保守要件

### (1) 運用に関する基本的方針

専門的な知識、技術を必要とする運用上の作業及びシステム保守作業は、受託者が行うこととする。



## (2) コンビニ交付システムの時間

- ①取扱時間は、6時30分から23時までとする。
- ②休止日は、12月29日から1月3日までとする。
- ③定期メンテナンスは、取扱時間外及び休止日にて実施すること。

## (3) データセンター内におけるシステム運用

- ①データセンターにおける運用監視業務は、受託者の社員が24時間365日体制で有人監視し、異常を予兆段階で早期に発見する等して障害を未然に防ぐこと。
- ②監視ソフト等により、システムログ、CPU使用率、メモリ使用率等のサーバやネットワーク機器の稼働状況、個人情報保管されたサーバへのアクセス状況、アクセスログ保管を監視すること。また、一日複数回、目視によりサーバやネットワーク機器の稼働状況を監視すること。
- ③データの保護並びにシステム障害発生時の円滑なデータの調査及び復旧のため、毎日データベースサーバに記録されたデータを磁気媒体に記録して保管すること。
- ④データセンター内の入退室者を識別、記録できるセキュリティ設備（生体認証等）により、許可された者のみ入退室が可能なこと。
- ⑤受託者は、業務従事者に対して、個人情報の保護に関する教育を定期的に実施すること。

## (4) システム保守

- ①定期的にシステムメンテナンスを行うこと。
- ②必要に応じ、ソフトウェアのバージョンアップやメンテナンスを行うこと。
- ③ソフトウェアのバージョンアップやバグの修正を適用する時は十分な検証を行い、適用すること。また、適用するときは、必ず本市担当者と事前に協議すること。
- ④OS等基本ソフトのバージョンアップやセキュリティパッチの適用に対応すること。
- ⑤問合せ先を明確にし、即座に対応が可能なこと。
- ⑥作業を行う場合は、作業確認書及び作業完了報告書を作成すること。

## (5) ハードウェア保守

ハードウェアの故障等に関しては、速やかに復旧作業を行うこと。

なお、復旧作業によってシステムを停止する等の影響が生じる場合は、速やかに本市へ連絡をすること。

## (6) 障害対応

導入業務及びサービス提供業務において、障害等の不具合が発生した場合は、速やかに不具合解消の対応を行うこと。

なお、不具合解消の対応によってシステムを停止する等の影響が生じる場合は、速やかに本市へ連絡をすること。

## 7. 成果物

委託業務終了後、速やかに次の成果物を納品すること。

なお、成果物は、書面2部とデータ（形式はdocx、xlsx、pptx、PDFに限る）を保存した媒体1部にて納品すること。

### (1) 完成図書

#### ①設計書

システム全体の設計を記述及び図示したもの

#### ②機器構成図

挿入した機器全ての情報（メーカー名、機器名、シリアル番号、型番、導入ソフトウェア名等）及びラック収納図

#### ③機器設定表

導入した機器に対する設定を記述したもの

#### ④ネットワーク設定表

構築したネットワークの設定を記述したもの

#### ⑤帳票レイアウト

帳票の仕様、レイアウトを図示したもの

#### ⑥試験結果報告書

各試験の結果を記述及び図示したもの

### (2) マニュアル

①システム運用保守（システムの起動、停止やデータ、システムのバックアップ等）やシステム操作等、システム利用者が、日常又は緊急時に参照する手順書やマニュアルを作成し、納品すること。

②バージョンアップ等によるシステム改修が行われ、上記の手順書やマニュアルの記載内容に齟齬、乖離が生じた場合は、速やかに手順書やマニュアルを更新すること。

## 8. その他留意事項

### (1) 機密保護・個人情報保護

- ①開発場所は、本市役所、受託者オフィス及びデータセンターのみとする。
- ②データセットアップ作業場所は、データセンターのみとする。
- ③業務の遂行上、知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- ④業務遂行のため本市が提供した資料、データ等はコンビニ交付システム構築委託業務以外の目的で使用しないこと。

⑤業務の実施における個人情報等の取り扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利、利権を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

⑥業務従事者に対しては、個人情報の保護に係る教育、訓練を行うこと。

(2) 個人情報の授受・搬送

①本市と受託者の間におけるデータ搬送は、受託者の義務とする。

②受託者は、個人情報等の授受の従事者を指定し、授受に際しては、その都度に預り書を提出すること

③受託者は、個人情報を施錠できる専用ケースに収納する等、事故防止措置を講じた上で搬送しなければならない。また、搬送方法、経路等を予め書面により本市に提出しなければならない。

(3) 事故等の報告

受託者がコンビニ交付システム構築委託業務の遂行に支障の生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故の帰責の如何に関わらず、受託者は直ちにその旨を本市に報告するとともに速やかな応急措置をし、速やかに書面による詳細な報告書及び今後の方針を提出すること。

(4) リプレース費用等

次回更新時における費用について、本契約終了後も継続利用する場合のリプレース費用は生じないこととする。また、ハードウェア等を導入する場合の機器更新費用等も同様に生じないこととする。